

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4781

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約1兆71億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（約9,286億円）を上限としま
す。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆1,823億円）を上限とします。

(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2014年11月28日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝100.71円、
1NZドル＝92.86円および1米ドル＝118.23円）によります。以下、豪ド
ル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによ
ります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成26年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 （1）投資状況	1 ファンドの運用状況 （1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 （1）資本金の額	4 管理会社の概況 （1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他 （4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2014年11月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	米国	60,302,055.12	66.11
	オーストラリア	6,834,764.45	7.49
	日本	5,971,869.42	6.55
	英国	5,411,147.87	5.93
	カナダ	3,324,336.93	3.64
	フランス	3,067,021.49	3.36
	シンガポール	1,695,769.75	1.86
	香港	1,278,342.27	1.40
	ドイツ	641,309.39	0.70
	フィンランド	296,981.13	0.33
	スペイン	242,884.84	0.27
	ジャージー（チャネル諸島）	229,831.69	0.25
	アイルランド	190,814.96	0.21
	スウェーデン	186,219.45	0.20
	オランダ	159,383.99	0.17
	ガーンジー	151,199.91	0.17
	イタリア	120,275.88	0.13
	小計	90,104,208.54	98.78
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		1,109,293.09	1.22
純資産総額		91,213,501.63 (10,784,172,298円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝118.23円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）運用実績

①純資産の推移

2013年12月１日から2014年11月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年12月末日	48,758,294.42	5,764,693,149	11.70	1,383
2014年1月末日	50,627,680.76	5,985,710,696	11.96	1,414
2月末日	52,500,778.44	6,207,167,035	12.39	1,465
3月末日	51,626,515.91	6,103,802,976	12.34	1,459
4月末日	53,428,595.56	6,316,862,853	12.61	1,491
5月末日	50,858,122.89	6,012,955,869	12.95	1,531
6月末日	50,816,217.64	6,008,001,412	13.01	1,538
7月末日	47,495,227.25	5,615,360,718	13.07	1,545
8月末日	48,915,588.12	5,783,289,983	13.31	1,574
9月末日	46,348,301.20	5,479,759,651	12.67	1,498
10月末日	51,262,490.93	6,060,764,303	13.54	1,601
11月末日	52,263,430.79	6,179,105,422	13.82	1,634

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2013年12月末日	33,515,026.70	3,375,298,339	11.38	1,146
2014年1月末日	34,021,746.85	3,426,330,125	11.63	1,171
2月末日	32,771,112.53	3,300,378,743	12.03	1,212
3月末日	32,509,851.20	3,274,067,114	11.98	1,207
4月末日	32,210,223.77	3,243,891,636	12.23	1,232
5月末日	32,102,500.33	3,233,042,808	12.55	1,264
6月末日	31,397,663.72	3,162,058,713	12.59	1,268
7月末日	31,057,666.93	3,127,817,637	12.65	1,274
8月末日	32,589,867.53	3,282,125,559	12.87	1,296
9月末日	34,923,896.45	3,517,185,611	12.24	1,233
10月末日	37,600,012.17	3,786,697,226	13.08	1,317
11月末日	37,989,062.54	3,825,878,488	13.35	1,344

(注) 豪ドルの円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝100.71円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2013年12月末日	5,846,188.48	542,877,062	11.44	1,062
2014年1月末日	5,965,138.33	553,922,745	11.69	1,086
2月末日	6,190,305.87	574,831,803	12.10	1,124
3月末日	6,144,109.10	570,541,971	12.05	1,119
4月末日	6,040,569.89	560,927,320	12.32	1,144
5月末日	6,276,027.46	582,791,910	12.67	1,177
6月末日	6,056,605.78	562,416,413	12.74	1,183
7月末日	6,160,608.30	572,074,087	12.84	1,192
8月末日	6,343,875.32	589,092,262	13.09	1,216
9月末日	7,489,187.82	695,445,981	12.47	1,158
10月末日	8,027,836.11	745,464,861	13.35	1,240
11月末日	8,389,095.95	779,011,450	13.63	1,266

(注) ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル=92.86円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

②分配の推移

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(米ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2013年12月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
2014年1月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
2月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
3月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
4月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
5月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
6月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
7月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
8月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
9月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
10月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
11月	0.04	4.73	0.07	7.05	0.06	5.57
設定来累計	2.12	250.65	3.71	373.63	3.18	295.29

③収益率の推移

期間	収益率（%）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券

2013年12月1日から2014年11月末日	22.12	24.36	25.33
------------------------	-------	-------	-------

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2014年11月末日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2013年11月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率 (%) (注)		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2010年（2010年5月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	1.75	4.18	3.75
2014年（2014年1月1日から2014年11月末日）	21.88	24.08	24.91

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2014年については11月末日）の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

豪ドル受益証券 10豪ドル

NZドル受益証券 10NZドル

※ ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2013年12月1日から2014年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2014年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドル受益証券	1,848,744 (1,848,744)	2,137,155 (2,137,155)	3,801,873 (3,801,873)
豪ドル受益証券	756,914 (756,914)	928,295 (928,295)	2,842,314 (2,842,314)
NZドル受益証券	222,090 (222,090)	158,866 (158,866)	615,284 (615,284)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝118.23円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

貸借対照表

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2014年10月31日		2014年4月30日	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産（注２、３）	91,032,111	10,762,726	87,849,729	10,386,473
現金および現金同等物（注２、３）	754,503	89,205	1,159,119	137,043
未収金：				
売却された有価証券	1,582,422	187,090	645,621	76,332
発行受益証券	315,624	37,316	1,701,659	201,187
配当金	132,972	15,721	154,759	18,297
保管会社報酬放棄	94,297	11,149	86,040	10,173
その他の資産	838	99	1,784	211
資産合計	93,912,767	11,103,306	91,598,711	10,829,716
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融負債（注２、３）	222,701	26,330	520,615	61,552
未払金：				
取得された有価証券	1,327,702	156,974	1,625,046	192,129
買戻受益証券	1,564,101	184,924	710,261	83,974
投資顧問会社報酬（注６）	73,231	8,658	71,711	8,478
印刷費用	41,846	4,947	27,489	3,250
代行協会員報酬（注７）	36,615	4,329	35,855	4,239
専門家報酬	32,888	3,888	28,329	3,349
保管会社報酬（注５）	27,768	3,283	36,349	4,298
事務代行会社報酬（注５）	19,336	2,286	21,349	2,524
受託会社報酬（注５）	1,708	202	1,667	197
管理会社報酬（注６）	1,465	173	1,434	170

負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する
純資産を除く。）

3,349,361

395,995

3,080,105

364,161

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産

90,563,406

10,707,311

88,518,606

10,465,555

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
 （ケイマン籍の投資信託）
包括利益計算書
 （米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2014年10月31日に 終了した6ヶ月間		2014年4月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益				
受取配当金	1,741,069	205,847	3,617,577	427,706
受取利息	565	67	1,528	181
その他の収益	3,727	441	59	7
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る実現純利益／（損失）	2,861,738	338,343	(6,771)	(801)
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る未実現評価益／（損）の純変動額	2,705,269	319,844	(7,709,015)	(911,437)
収益／（損失）合計	7,312,368	864,541	(4,096,622)	(484,344)
費用				
投資顧問会社報酬（注6）	428,877	50,706	898,983	106,287
代行協会員報酬（注7）	214,438	25,353	449,492	53,143
保管会社報酬（注5）	127,165	15,035	264,506	31,273
事務代行会社報酬（注5）	63,389	7,494	136,929	16,189
専門家報酬	36,726	4,342	76,547	9,050
印刷費用	15,607	1,845	39,018	4,613
管理会社報酬（注6）	8,577	1,014	17,980	2,126
受託会社報酬（注5）	5,042	596	10,078	1,192
その他の費用	-	-	4,045	478
前払登録費用	1,418	168	3,059	362
費用合計	901,239	106,553	1,900,637	224,712
保管会社報酬放棄額	(8,257)	(976)	(39,200)	(4,635)
費用（純額）	892,982	105,577	1,861,437	220,078
営業利益／（損失）	6,419,386	758,964	(5,958,059)	(704,421)

金融費用

買戻可能受益証券保有者に対する分配 （注４）	(2,101,878)	(248,505)	(4,755,555)	(562,249)
分配後税引前利益／（損失）	4,317,508	510,459	(10,713,614)	(1,266,671)
源泉徴収税	(397,677)	(47,017)	(876,813)	(103,666)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産の増加／（減少）	3,919,831	463,442	(11,590,427)	(1,370,336)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	(米ドル)	(千円)
2013年4月30日現在	105,974,034	12,529,310
買戻可能受益証券の発行手取金	42,483,158	5,022,784
買戻可能受益証券の買戻支払金	(48,348,159)	(5,716,203)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(11,590,427)	(1,370,336)
2014年4月30日現在	88,518,606	10,465,555
買戻可能受益証券の発行手取金	22,614,091	2,673,664
買戻可能受益証券の買戻支払金	(24,489,122)	(2,895,349)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	3,919,831	463,442
2014年10月31日現在	90,563,406	10,707,311

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

キャッシュ・フロー計算書

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	2014年10月31日に 終了した6ヶ月間		2014年4月30日に 終了した年度	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）	3,919,831	463,442	(11,590,427)	(1,370,336)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）の営業活動における現金収入／（支出）への調整：				
金融資産の購入	(58,331,098)	(6,896,486)	(109,183,047)	(12,908,712)
金融資産の売却手取金	59,193,480	6,998,445	118,706,446	14,034,663
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純（利益）／損失	(2,861,738)	(338,343)	6,771	801
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価（益）／損の純変動額	(2,715,085)	(321,004)	7,731,482	914,093
配当金に係る未収金の減少	21,787	2,576	5,989	708
その他の未収金の（増加）	(7,311)	(864)	(39,152)	(4,629)
その他の未払金の増加／（減少）	10,674	1,262	(37,829)	(4,473)
営業活動による現金収入／（支出）（純額）	(769,460)	(90,973)	5,600,233	662,116
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券の発行手取金	24,000,126	2,837,535	43,861,721	5,185,771
買戻可能受益証券の買戻支払金	(23,635,282)	(2,794,399)	(50,497,972)	(5,970,375)
財務活動による現金収入／（支出）（純額）	364,844	43,136	(6,636,251)	(784,604)
現金および現金同等物の純減少	(404,616)	(47,838)	(1,036,018)	(122,488)
現金および現金同等物の期首残高	1,159,119	137,043	2,195,137	259,531
現金および現金同等物の期末残高	754,503	89,205	1,159,119	137,043

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

財務書類に対する注記

2014年10月31日に終了した6ヶ月間（未監査）および2014年4月30日に終了した年度

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1－組織

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書に基づき、ケイマン法の下に設立された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2010年5月28日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、パターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。REIT等は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含むがこれらに限られない。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引（注記2.8を参照のこと。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、米ドル建てである。ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2020年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはこれに相当する米ドルの金額）を下回った場合、早期に償還することができる。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期される）場合がある。

注2－重要な会計方針

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準－財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。財務書類に関して仮定および見積りが重要な点については、注記2.3に記載されている。

2.1 2013年11月1日より施行される新基準および修正基準

IFRS第10号－「連結財務諸表」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、親会社の連結財務諸表に事業体が含まれるべきかの決定要因として支配の概念を認識することを、現行の基準に組込むものである。かかる基準は、評価の難しい支配を特定するための追加的ガイダンスを提供する。

IFRS第12号－「他の事業体に対する持分の開示」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、他の事業体におけるあらゆる種類の持分の開示要件が含まれている。かかる開示要件には、ジョイント・アレンジメント、組合、特別目的ビークルおよびその他の簿外ビークルが含まれる。

IFRS第13号－「公正価額測定」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。かかる基準は、公正価額の明確な定義、ならびにIFRS内で使用する単一の公正価額の測定源および開示要件を提供することによって、一貫性の向上と複雑性を低減している。かかる開示要件は、公正価額会計の使用を拡大するものではなく、IFRS内のその他の基準において公正価額会計の利用が既に義務付けられているか、または許可されている場合の適用方法についてガイダンスを提供するものである。公正価額で測定される資産または負債に、買呼値および売呼値がある場合、基準は公正価額を最も代表する価格である呼値スプレッドの範囲内の価格に基づき評価をすることを義務付けている。また、かかる基準は、市場参加

者が呼値スプレッドの範囲内での公正価額測定に実際に用いる手法である、中間市場価格またはその他の計算手法を利用することができる。

上記基準の適用による、ファンドへの重大な影響は生じていない。

2011年12月、IASBは、IFRS第7号の修正基準―「開示―金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準は、事業体の財務書類の利用者が、純額決済取引（当該事業体の認識されている金融資産および金融負債に関連する相殺権を含む。）が当該事業体の財務状況に与える影響または潜在的な影響を評価することを可能にする情報を提供するため、開示要件を修正したものである。当該修正基準は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。当該新基準により追加の開示が義務付けられたが、ファンドの財務状況または実績への影響は生じなかった。

2.2 新基準および新解釈のうち、ファンドの財務書類に関係あるが、未施行のもの

IFRS第9号―「金融商品：分類及び測定」。2009年11月、金融資産の分類および測定に関するIFRS第9号の第1部が公表された。IFRS第9号は、最終的にはIAS第39号に代替するものである。かかる基準は、事業体に対し、金融資産の管理に関する当該事業体のビジネスモデルおよび金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいてその金融資産を分類し、その後金融資産を償却原価または公正価額のいずれかで測定することを求めている。新基準は、2018年1月1日以降に開始する年度に強制適用されるが、適用に際してファンドに重大な影響を及ぼさないと予測されている。ファンドは関連する金融資産の公正価額を維持するものと予測している。

2012年10月、IASBは、IFRS第10号の修正基準―「連結財務諸表」、IFRS第12号の修正基準―「他の事業体に対する持分の開示」およびIAS第27号の修正基準―「個別財務諸表」を公表し、これらにより、すべての子会社は連結されるべきものとするIFRS第10号の原則に除外が導入された。当該修正基準は、投資事業体を定義し、投資事業体である親会社に、特定の子会社に行う投資を、当該子会社を連結せず、IFRS第9号―「金融商品」（またはIFRS第9号が適用されていない場合、IAS第39号―「金融商品：認識及び測定」）に従い、損益計算書を通じて公正価額で測定することを義務付けている。その結果IASBは、IAS第27号について、投資事業体の子会社に行う投資もまた、個別財務諸表にて損益計算書を通じて公正価額で測定するよう義務付けるための修正を行う決定を下した。IASBはまた、投資事業体の個別財務諸表の開示要件を同様に修正し、投資事業体が、その唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成する場合、かかる投資事業体は、別途IFRS第12号で要求される子会社に対する持分に関する開示を行うことが引き続き適切であると言及している。事業体は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より、当該修正基準を適用することが義務付けられている。ファンドは、当該ガイダンスがファンドの財務書類に与え得る影響について、現在評価を行っている。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正基準―「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準により「現時点において法的強制力のある相殺権」の意味が明確化され、また純額決済と同等とみなされる一部の総額決済システムが明確化された。当該修正基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より施行されている。ファンドは、当該ガイダンスがファンドの財務書類に与え得る影響について、現在評価を行っている。

ファンドに重大な影響を与えると考えられる、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.3 見積りの使用―IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の計上額に影響を及ぼすものである。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があり、かかる相違は重大なものとなる可能性がある。見積りは、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいて継続的に評価される。

2.4 現金および現金同等物―ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2014年10月31日および2014年4月30日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2014年10月31日	2014年4月30日
定期預金	753,866	1,158,795
現金	637	324
	<u>754,503</u>	<u>1,159,119</u>

2.5 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金—売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。

2.6 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識／認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリスクおよび利益を移転した場合は、認識されない。収益は、ファンドに経済的利益が発生する可能性が高く、かつ収益が確実に測定される場合に、発生主義により認識される。すべての費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現（損）益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。かかる測定は、IAS第39号—「金融商品：認識及び測定」に基づき、取引市場における直近の売り値（入手可能であれば）を表す。

証券取引所で取引される証券は、測定日において入手可能な直近の価格で評価される。価格が公正価額を反映していない場合、かかる証券は管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正価額を反映していると判断する価格で測定される。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価される。

証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記段落に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価額で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（i）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ii）比較可能な証券の市場性の程度、（iii）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（iv）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。

主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。

その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

2.7 受取配当金—受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、株式の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価額で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。

2.8 為替取引

機能通貨および表示通貨—ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。

為替先渡取引—投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行う。

(a) 豪ドル受益証券：通常の状況において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

(b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

（ファンドを代理する）投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。米ドル受益証券は米ドル建てであるため、（ファンドを代理する）投資顧問会社は、当該為替取引は行わない。

ファンドはまた、投資戦略の一環として為替先渡取引を行う。当該為替先渡取引は、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている。ファンド合計が為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。これらの取引は、主に米ドル建て以外の投資をヘッジする。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高—米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益および損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

2.9 金融商品の相殺—損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。

2.10 受益者への分配—管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記4で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記4で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

2.11 クラスの評価—純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられる。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産価格の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。

2.12 買戻可能受益証券—ファンドは、保有者の選択により買戻可能な3つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格で現金による買戻しを行うことができる。

買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において買戻受益証券未払金にて計上される。

買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。

2.13 補償—受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。

2.14 所得税（ケイマン諸島）—ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。

2.15 公正価額の見積り－ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価額ヒエラルキーを用いて公正価額測定を分類することを義務付けている。公正価額ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1の公正価額測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。
- ・レベル2の公正価額測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の重要な入力値から算出される。
- ・レベル3の公正価額測定は、重要でありかつ観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。

公正価額測定全体が分類される公正価額ヒエラルキーのレベルは、公正価額測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価額測定に対して全体的に入力値の公正価額に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価額測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2014年10月31日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)

	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2014年 10月31日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	2,094,503	-	-	2,094,503
REIT等	88,469,989	-	-	88,469,989
保管／倉庫業	172,729	-	-	172,729
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	294,890	-	294,890
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	90,737,221	294,890	-	91,032,111
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(222,701)	-	(222,701)
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	(222,701)	-	(222,701)

以下の表は、2014年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)

	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2014年 4月30日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	1,828,323	-	-	1,828,323
REIT等	85,734,289	-	-	85,734,289
保管／倉庫業	260,800	-	-	260,800
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	26,317	-	26,317
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	87,823,412	26,317	-	87,849,729
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(520,615)	-	(520,615)
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	(520,615)	-	(520,615)

2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注３－金融リスク管理

リスク管理全般－ファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスク－価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるか、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動を表す感応度を５％として）海外不動産およびREIT株式価格が５％変動した場合におけるファンドの感応度に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2014年10月31日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が５％上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,536,861米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2014年４月30日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が５％上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,391,171米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスク－ファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関連し為替先渡取引を行う。為替先渡取引は、それらの受益証券の米ドルのエクスポージャーを大幅にヘッジすることを目的に行われる。かかる為替先渡取引により生じる利益および損失は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に割り当てられる。

以下の表は、2014年10月31日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2014年10月31日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	710	7,480,775	(52,505)	28,412	7,457,392
カナダドル	63,695	3,520,800	(11,447)	24,017	3,597,065
スイスフラン	-	2,038	(42)	-	1,996
ユーロ	188,569	4,755,208	(1,309)	-	4,942,468
英ポンド	12,846	5,752,680	(1,869)	16,236	5,779,893
香港ドル	113	1,467,506	-	-	1,467,619
日本円	45,613	5,791,298	(1,176)	56,245	5,891,980
ノルウェー・クローネ	869	5,163	(64)	-	5,968
NZドル	78	-	(30)	(13,316)	(13,268)
スウェーデン・クローナ	3,535	194,901	(11)	-	198,425
シンガポールドル	6,028	1,529,986	(68)	25,058	1,561,004
米ドル	432,447	60,531,756	(154,180)	(1,137,159)	59,672,864
	754,503	91,032,111	(222,701)	(1,000,507)	90,563,406

以下の表は、2014年４月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2014年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	90,492	7,276,014	(48,536)	(490,509)	6,827,461
カナダドル	152,569	3,862,556	(68,286)	(38,389)	3,908,450
ユーロ	126,569	5,561,080	(40,158)	(50,861)	5,596,630
英ポンド	49,328	5,722,170	(73,536)	(132,024)	5,565,938
香港ドル	113	1,235,678	-	-	1,235,791
日本円	33,713	5,279,607	(43,490)	72,310	5,342,140
ノルウェー・クローネ	-	116,054	(871)	(12,190)	102,993
NZドル	85	256	-	(16,246)	(15,905)
シンガポールドル	7,884	1,887,699	(3,341)	14,965	1,907,207
米ドル	698,366	56,908,615	(242,397)	683,317	58,047,901
	1,159,119	87,849,729	(520,615)	30,373	88,518,606

以下の表は、2014年10月31日および2014年4月30日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、該当する外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇／（低下）したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産のかかる増減は、主に、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券特有の為替先渡取引における公正価額の変動によるものである。

(単位：米ドル)					
通貨	合理的に 起こり得る 変動	2014年 10月31日	通貨	合理的に 起こり得る 変動	2014年 4月30日
豪ドル	+/-5%	+/- 1,581,080	豪ドル	+/-12%	+/- 3,490,349
カナダドル	+/-2%	+/- 272	カナダドル	+/-9%	+/- 7,739
スイスフラン	+/-8%	+/- 160	ユーロ	+/-5%	+/- 6,935
ユーロ	+/-10%	+/- 5,715	英ポンド	+/-8%	+/- 1,367
英ポンド	+/-5%	+/- 2,303	香港ドル	+/-0.1%	+/- 1,236
香港ドル	+/-0%	+/- 440	日本円	+/-5%	+/- 4,557
日本円	+/-6%	+/- 9,922	ノルウェー・クローネ	+/-3%	+/- 340
ノルウェー・クローネ	+/-12%	+/- 508	NZドル	+/-0.2%	+/- 15,626
NZドル	+/-10%	+/- 601,063	シンガポールドル	+/-2%	+/- 153
スウェーデン・クローナ	+/-13%	+/- 35			
シンガポールドル	+/-2%	+/- 40			

金利リスク—金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、貸借対照表において現金および現金同等物に分類される、定期預金中の短期投資対象を除いて、金利の付された証券を保有していないため、直接的には金利リスクにさらされていない。金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となる。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性がある。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがある。

2014年10月31日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は90,564,492米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の100%を占めた。

2014年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は87,562,612米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の98.9%を占めた。

信用リスク—ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、取引相手方または金融機関がファンドに対する支払債務を履行することができないリスクである。

2014年10月31日および2014年4月30日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源を信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。2014年10月31日および2014年4月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資対象は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）によって保管されている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

流動性リスク—流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産の大部分を、活発な市場で取引されている容易に売却することが可能な証券に投資することにより、このリスクを管理している。ただし、将来においてもかかる流動性の条件が継続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

取引相手方およびブローカーに関するリスク—投資顧問会社またはその受任者がファンドの勘定で取引または投資を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、経営難に陥り、ファンドに関して各々が負う債務が不履行となる可能性がある。

かかる債務不履行により、ファンドが重大な損失を被る可能性がある。また、投資顧問会社は、特定の取引を保証するために、取引相手方に対してファンドの勘定で担保を差し入れる場合がある。

ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットティング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクのエクスポージャーの減少を図っている。ファンドは、マスター・ネットティング契約に基づき、取引相手方の信用度が所定の水準を超えて低下した場合に、当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を有する。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者による債務不履行または当該契約の解除の場合に、当該契約に基づくすべての取引を一括清算し、各取引における債務額を一方当事者から他方当事者へ支払われる1つの債務へと純額決済する権利を有する。一般的に、ファンドが店頭取引（「OTC」）デリバティブに関連する取引相手方の信用リスクによって負う最大の損失リスクは、取引相手方がファンドに差し入れた担保を超過する、未実現評価益および取引相手方による未払金の総額である。ファンドは、OTCデリバティブの取引相手方のために、一定の最低限の譲渡条項に基づき、各取引相手方に係るデリバティブ取引残高の未実現評価益の額を下回らない額の担保の差入れを要求される場合がある。差入担保（もしあれば）は、投資表に記載される。

2014年10月31日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

		貸借対照表における非相殺額の総額			
デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に表示されている資産の純額	金融商品	現金による	純額
				受取担保	

為替先渡取引	Bank of Montreal	18,309	(11,447)	-	6,862
	Citibank N.A.	1,398	(779)	-	619
	HSBC Bank Plc	275,183	(210,472)	-	64,711
		294,890	(222,698)	-	72,192

(単位：米ドル)

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 負債の純額	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	(11,447)	11,447	-	-
	Brown Brothers Harriman & Co.	(3)	-	-	(3)
	Citibank N.A.	(779)	779	-	-
	HSBC Bank Plc	(210,472)	210,472	-	-
		(222,701)	222,698	-	(3)

2014年4月30日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 資産の純額	金融商品	現金による 受取担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	7,463	(7,463)	-	-
	Brown Brothers Harriman & Co.	1	(1)	-	-
	Citibank N.A.	7,404	(7,404)	-	-
	HSBC Bank Plc	11,449	(11,449)	-	-
		26,317	(26,317)	-	-

(単位：米ドル)

貸借対照表における非相殺額の総額

デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に 表示されている 負債の純額	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	(68,286)	7,463	-	(60,823)
	Brown Brothers Harriman & Co.	(17)	1	-	(16)
	Citibank N.A.	(244,914)	7,404	-	(237,510)
	HSBC Bank Plc	(207,398)	11,449	-	(195,949)
		(520,615)	26,317	-	(494,298)

注4－買戻可能受益証券

受益証券の概要－発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証

券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集—ファンドは、現在3つのクラスの受益証券を募集している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券は米ドル建てである。受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドル、NZドル受益証券1口当り10.00NZドルおよび米ドル受益証券1口当り10.00米ドルの当初募集価格に野村證券株式会社（「販売会社」）に支払われた申込手数料を加算して、2010年5月17日から2010年5月27日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上、NZドル受益証券は100口以上、米ドル受益証券は100口以上であった。

受益証券の継続募集—ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対する追加の豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券を募集することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し—受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとする。

分配—管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年10月31日に終了した6ヶ月間において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.3867米ドルで総額1,024,068米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.3029米ドルで総額157,365米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.2400米ドルで総額920,445米ドルの分配を宣言し、支払った。

2014年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.7789米ドルで総額2,424,809米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.5920米ドルで総額346,836米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.4800米ドルで総額1,983,910米ドルの分配を宣言し、支払った。

2014年10月31日に終了した6ヶ月間における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	2,633,415	490,214	4,236,576
受益証券の発行口数	638,409	163,290	1,034,961
受益証券の買戻口数	(397,080)	(52,220)	(1,484,680)
2014年10月31日現在の受益証券口数	2,874,744	601,284	3,786,857
2014年10月31日現在の純資産総額	37,600,012	8,027,836	51,262,491

2014年10月31日現在の受益証券 1口当り純資産価格	13.08	13.35	13.54
2014年10月31日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	33,056,060米ドル	6,244,855米ドル	51,262,491米ドル
2014年10月31日現在の受益証券 1口当り純資産価格（米ドルで表示）	11.50米ドル	10.39米ドル	13.54米ドル

2014年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	3,358,357	713,300	3,980,010
受益証券の発行口数	989,660	109,620	2,336,406
受益証券の買戻口数	(1,714,602)	(332,706)	(2,079,840)
2014年4月30日現在の受益証券口数	2,633,415	490,214	4,236,576
2014年4月30日現在の純資産総額	32,210,224	6,040,570	53,428,596
2014年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格	12.23	12.32	12.61
2014年4月30日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	29,892,703米ドル	5,197,307米ドル	53,428,596米ドル
2014年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格（米ドルで表示）	11.35米ドル	10.60米ドル	12.61米ドル

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5－受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に以下の関連当事者間取引が行われた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取る。かかる報酬は毎月計算され支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社は保管会社との間で保管契約を結んでいる。保管会社は、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格および取引量に基づき毎月計算され支払われる報酬（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取る。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、毎月計算され支払われるファンドの会計管理役務に関する報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を受け取る。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6－管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%の額を受け取る。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に管理会社が受け

取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%の額を受け取る。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

RREEF アメリカ・エル・エル・シー（「副投資顧問会社」）は、報酬として各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7－代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年3月29日付の代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員は当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の報酬（月毎に計算され支払われる）を受け取る。2014年10月31日に終了した6ヶ月間および2014年4月30日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2014年10月31日および2014年4月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8－後発事象

経営陣は、2014年12月12日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行い、追加的な開示が必要となる重要な事象は存在しないと判断した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

投資有価証券明細表

2014年10月31日現在（未監査）

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (98.1%)			
オーストラリア (8.3%)			
REIT (8.3%)			
332,640	CFS Retail Property Trust Group	0.7	614,125
43,134	Federation Centres Ltd.	0.1	103,146
95,968	Galileo Japan Trust	0.2	140,476
148,867	Goodman Group	0.8	725,055
155,200	GPT Group Class Miscella	0.6	562,150
238,453	Investa Office Fund	0.8	746,304
208,357	Mirvac Group Class REIT	0.4	328,803
702,623	Scentre Group	2.4	2,186,697
330,582	Stockland	1.4	1,232,276
120,674	Westfield Corp.	0.9	840,237
			7,479,269
オーストラリア合計			7,479,269
カナダ (3.9%)			
不動産業 (0.6%)			
30,622	First Capital Realty, Inc.	0.6	499,464
REIT (3.3%)			
15,628	Allied Properties Real Estate Investment Trust	0.5	489,994
5,257	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.4	326,623
6,129	Canadian Apartment Properties REIT	0.1	134,793
68,952	Chartwell Retirement Residences	0.8	698,627
28,901	H&R Real Estate Investment Trust	0.6	571,308
33,593	RioCan Real Estate Investment Trust	0.9	781,683
			3,003,028
カナダ合計			3,502,492
フィンランド (0.3%)			
不動産業 (0.3%)			
93,400	Citycon OYJ	0.3	301,830
フィンランド合計			301,830
フランス (3.2%)			
REIT (3.2%)			
2,070	Gecina S.A.	0.3	280,020
1,890	ICADE	0.2	150,301
14,930	Klepierre	0.7	645,170
2,050	Societe Fonciere Lyonnaise S.A.	0.1	95,006
6,880	Unibail-Rodamco SE	1.9	1,761,857
			2,932,354
フランス合計			2,932,354
ドイツ (0.7%)			
不動産業 (0.4%)			
6,440	Deutsche Annington Immobilien SE	0.2	186,092
6,300	DIC Asset AG	0.0	52,996
11,500	TLG Immobilien AG	0.2	156,273
			395,361
REIT (0.3%)			
18,770	Alstria Office REIT AG	0.3	232,612
ドイツ合計			627,973
香港 (1.5%)			

224,000	REIT (1.5%) Link REIT 香港合計	1.5	<u>1,317,086</u> <u>1,317,086</u>
投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (98.1%) (続き)			
135,780	アイルランド (0.2%) REIT (0.2%) Hibernia REIT Plc アイルランド合計	0.2	<u>186,228</u> <u>186,228</u>
172,700	イタリア (0.1%) REIT (0.1%) Beni Stabili SpA イタリア合計	0.1	<u>118,865</u> <u>118,865</u>
79	日本 (6.2%) REIT (6.2%) グローバル・ワン不動産投資法人	0.3	243,066
270	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人クラス REIT	0.3	243,682
137	ジャパンリアルエステイト投資法人クラスREIT	0.8	742,852
353	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	0.8	704,237
281	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.4	391,190
152	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.6	549,683
229	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	1.4	1,270,293
49	野村不動産マスターファンド投資法人クラスREIT	0.0	58,950
184	野村不動産オフィスファンド投資法人	0.9	810,631
146	プレミアム投資法人クラスREIT	0.7	637,358
	日本合計		<u>5,651,942</u> <u>5,651,942</u>
3,600	オランダ (0.3%) REIT (0.3%) Wereldhave NV オランダ合計	0.3	<u>294,900</u> <u>294,900</u>
4,000	シンガポール (1.8%) 不動産業 (0.0%) UOL Group Ltd. REIT (1.8%)	0.0	<u>20,069</u>
212,000	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.4	367,749
179,000	CapitaCommercial Trust	0.2	232,531
172,000	CapitaMall Trust	0.3	263,576
165,000	Fortune REIT	0.2	150,420
126,000	Keppel REIT	0.1	119,575
203,000	Mapletree Industrial Trust	0.3	232,916
202,000	Suntec Real Estate Investment Trust	0.3	280,479
	シンガポール合計		<u>1,647,246</u> <u>1,667,315</u>
21,700	スペイン (0.3%) REIT (0.3%) Lar Espana Real Estate Socimi S.A. スペイン合計	0.3	<u>250,059</u> <u>250,059</u>
6,400	スウェーデン (0.2%) 不動産業 (0.2%) Faberge AB	0.1	81,861
8,440	Hufvudstaden AB Class A	0.1	109,095
	スウェーデン合計		<u>190,956</u> <u>190,956</u>

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (98.1%) (続き)			
英国 (6.3%)			
不動産業 (0.8%)			
104,047	LXB Retail Properties Plc	0.3	229,685
123,700	Quintain Estates & Development Plc	0.2	162,259
23,400	ST Modwen Properties Plc	0.1	135,728
23,300	Unite Group Plc	0.2	159,151
			686,823
REIT (5.3%)			
122,400	British Land Co. Plc	1.6	1,426,382
7,120	Derwent London Plc	0.4	338,382
50,600	Great Portland Estates Plc	0.6	555,669
103,100	Hammerson Plc	1.1	1,010,984
74,800	Land Securities Group Plc	1.4	1,324,568
35,500	NewRiver Retail Ltd.	0.2	168,659
			4,824,644
保管／倉庫業 (0.2%)			
51,913	Safestore Holdings Plc	0.2	172,729
	英国合計		5,684,196
米国 (64.8%)			
REIT (64.8%)			
18,546	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	1.7	1,539,503
32,376	American Realty Capital Healthcare Trust, Inc.	0.4	364,068
55,753	American Realty Capital Properties, Inc.	0.5	492,578
16,647	American Residential Properties, Inc.	0.4	315,960
12,417	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.5	441,176
21,429	AvalonBay Communities, Inc.	3.7	3,326,852
19,478	Boston Properties, Inc.	2.7	2,458,513
28,130	Brandywine Realty Trust	0.5	432,358
10,827	Camden Property Trust	0.9	827,508
20,835	Chesapeake Lodging Trust	0.8	683,805
4,401	Corporate Office Properties Trust	0.1	120,411
40,583	CubeSmart Class A	0.9	848,996
3,277	DDR Corp.	0.1	58,953
39,589	DiamondRock Hospitality Co.	0.6	566,519
12,967	Digital Realty Trust Inc	1.0	891,481
29,137	Douglas Emmett, Inc.	0.9	821,372
74,810	Duke Realty Corp.	1.6	1,411,739
26,653	Equity Residential	2.0	1,843,588
11,486	Essex Property Trust, Inc.	2.5	2,283,647
17,790	Extra Space Storage, Inc.	1.1	1,028,440
14,673	Federal Realty Investment Trust Class REIT	2.1	1,931,260
84,010	General Growth Properties, Inc.	2.4	2,160,737
64,651	HCP, Inc.	3.1	2,829,774
13,745	Health Care REIT, Inc.	1.1	971,978
33,599	Healthcare Realty Trust, Inc.	1.0	884,998
11,743	Hospitality Properties Trust	0.4	346,184
47,792	Host Hotels & Resorts, Inc. Class REIT	1.2	1,108,296
26,254	Hudson Pacific Properties, Inc.	0.8	715,421
43,613	Kimco Realty Corp	1.2	1,085,964
77,092	Lexington Realty Trust Class REIT	0.9	839,532
37,060	Liberty Property Trust	1.4	1,284,500
4,960	Mack-Cali Realty Corp.	0.1	92,256
4,072	Mid-America Apartment Communities, Inc.	0.3	286,791
30,404	National Retail Properties, Inc. Class REIT	1.3	1,148,663
29,946	Parkway Properties, Inc.	0.7	595,326
13,662	Pebblebrook Hotel Trust	0.6	580,362
15,917	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.4	340,146
14,731	Post Properties, Inc.	0.9	821,106
31,391	Prologis, Inc.	1.4	1,300,372
1,000	PS Business Parks, Inc.	0.1	84,180

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式（98.1%）（続き）			
米国（64.8%）（続き）			
REIT（64.8%）（続き）			
10,393	Public Storage	2.1	1,906,908
15,115	Realty Income Corp Class REIT	0.8	689,849
22,177	Regency Centers Corp.	1.5	1,338,382
25,909	Retail Properties of America, Inc. Class A	0.4	404,180
21,702	RLJ Lodging Trust	0.8	694,247
20,888	Senior Housing Properties Trust	0.5	469,124
36,748	Simon Property Group, Inc.	7.3	6,567,603
12,710	SL Green Realty Corp.	1.6	1,466,861
45,023	Spirit Realty Capital, Inc.	0.6	527,670
47,218	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	0.7	604,863
35,851	Ventas, Inc.	2.7	2,446,472
12,664	Vornado Realty Trust	1.5	1,383,162
			58,664,634
米国合計			58,664,634
普通株式合計			88,870,099
(取得価額：82,402,830米ドル(9,742,486,591円))			(10,507,111,805円)
優先株式（2.1%）			
米国（2.1%）			
REIT（2.1%）			
6,625	Chesapeake Lodging Trust	0.2	172,913
4,543	CubeSmart	0.1	120,390
24,928	Glimcher Realty Trust	0.7	635,664
9,746	Inland Real Estate Corp.	0.3	254,799
9,388	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	247,092
17,095	Retail Properties of America, Inc.	0.5	436,264
			1,867,122
米国合計			1,867,122
優先株式合計			1,867,122
(取得価額：1,854,850米ドル(219,298,916円))			(220,749,834円)

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／ （損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	304	2014年11月4日	米ドル	268	0*	-	0*	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	565	2014年11月5日	米ドル	498	-	(1)	(1)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	143,962	2014年11月5日	米ドル	126,805	-	(251)	(251)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	52	2014年11月6日	米ドル	46	0*	-	0*	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	17,906	2014年11月6日	米ドル	15,839	-	(100)	(100)	(0.00)
豪ドル	HSBC Bank Plc	7,567,000	2014年11月6日	米ドル	6,651,393	108	-	108	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	560	2014年11月10日	米ドル	495	-	(2)	(2)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	89,810	2014年11月10日	米ドル	79,318	-	(398)	(398)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	3,893,000	2014年11月6日	米ドル	3,452,619	-	(1,852)	(1,852)	(0.00)
スイスフラン	HSBC Bank Plc	255,000	2014年11月6日	米ドル	264,954	-	(42)	(42)	(0.00)
ユーロ	HSBC Bank Plc	3,766,000	2014年11月6日	米ドル	4,718,485	-	(1,309)	(1,309)	(0.00)
英ポンド	HSBC Bank Plc	3,415,000	2014年11月6日	米ドル	5,463,402	-	(705)	(705)	(0.00)
日本円	HSBC Bank Plc	629,000,000	2014年11月6日	米ドル	5,610,811	-	(1,177)	(1,177)	(0.00)
ノルウェー・クローネ	HSBC Bank Plc	700,000	2014年11月6日	米ドル	103,682	-	(64)	(64)	(0.00)
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	198	2014年11月12日	米ドル	154	0*	-	0*	0.00
NZドル	Citibank N.A.	14,487	2014年11月12日	米ドル	11,290	-	(30)	(30)	(0.00)
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	1,208,000	2014年11月6日	米ドル	163,239	9	-	9	0.00
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	2,107,000	2014年11月6日	米ドル	1,639,031	-	(68)	(68)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	85,533	2014年11月4日	豪ドル	97,128	143	-	143	0.00
米ドル	Bank of Montreal	123,562	2014年11月6日	カナダドル	140,000	-	(534)	(534)	(0.00)
米ドル	Bank of Montreal	3,344,979	2014年11月6日	カナダドル	3,753,000	18,309	-	18,309	0.02
米ドル	Citibank N.A.	1,131	2014年11月6日	豪ドル	1,279	7	-	7	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	217,349	2014年11月6日	日本円	23,000,000	12,228	-	12,228	0.01

米ドル	HSBC Bank Plc	235,540	2014年11月6日	豪ドル	270,000	-	(1,794)	(1,794)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	161,624	2014年11月6日	スウェーデン・クローナ	1,168,000	3,782	-	3,782	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	178,985	2014年11月6日	ユーロ	140,000	3,625	-	3,625	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	6,366,384	2014年11月6日	豪ドル	7,297,000	-	(47,782)	(47,782)	(0.05)
米ドル	HSBC Bank Plc	4,580,682	2014年11月6日	ユーロ	3,626,000	38,866	-	38,866	0.04
米ドル	HSBC Bank Plc	1,589,289	2014年11月6日	シンガポールドル	2,027,000	12,555	-	12,555	0.01
米ドル	HSBC Bank Plc	190,906	2014年11月6日	英ポンド	120,000	-	(1,049)	(1,049)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	62,724	2014年11月6日	シンガポールドル	80,000	495	-	495	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,339,228	2014年11月6日	英ポンド	3,295,000	68,484	-	68,484	0.08
米ドル	HSBC Bank Plc	266,949	2014年11月6日	スイスフラン	255,000	2,038	-	2,038	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,531,544	2014年11月6日	日本円	606,000,000	127,031	-	127,031	0.14
米ドル	HSBC Bank Plc	5,560	2014年11月6日	スウェーデン・クローナ	40,000	154	-	154	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	105,743	2014年11月6日	ノルウェー・クローネ	680,000	5,086	-	5,086	0.01
米ドル	HSBC Bank Plc	3,038	2014年11月6日	ノルウェー・クローネ	20,000	78	-	78	0.00
米ドル	Citibank N.A.	114,004	2014年11月7日	豪ドル	128,300	1,235	-	1,235	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	150	2014年11月12日	豪ドル	170	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	11,356	2014年11月12日	豪ドル	12,910	13	-	13	0.00
米ドル	Bank of Montreal	3,560,668	2014年12月4日	カナダドル	4,030,000	-	(9,061)	(9,061)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,450,345	2014年12月4日	日本円	611,000,000	97	-	97	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	7,304,222	2014年12月4日	豪ドル	8,328,000	-	(2,175)	(2,175)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,532,987	2014年12月4日	シンガポールドル	1,971,000	39	-	39	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	4,802,442	2014年12月4日	ユーロ	3,833,000	508	-	508	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,600,486	2014年12月4日	英ポンド	3,502,000	-	(115)	(115)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	190,274	2014年12月4日	スウェーデン・クローナ	1,408,000	-	(12)	(12)	(0.00)
						294,890	(68,521)	226,369	0.25
						(34,864,845円)	((8,101,238)円)	(26,763,607円)	

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Citibank N.A.	35,667,254	2014年11月25日	米ドル	31,322,304	- (-円)	(9,535) ((1,127,323)円)	(9,535) ((1,127,323)円)	(0.01)

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
NZドル	Citibank N.A.	7,729,049	2014年11月25日	米ドル	6,144,939	- (-円)	(144,645) ((17,101,378)円)	(144,645) ((17,101,378)円)	(0.16)

*0.50米ドル未満の未決済為替先渡取引に係る未実現評価益／（損）。

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
普通株式合計	98.1	88,870,099	10,507,111,805
優先株式合計	2.1	1,867,122	220,749,834
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.3	294,890	34,864,845
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.2)	(222,701)	(26,329,939)
負債を超過する現金およびその他の資産	(0.3)	(246,004)	(29,085,053)
純資産	100.0	90,563,406	10,707,311,491

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

投資有価証券明細表
2014年4月30日現在
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.1%)			
オーストラリア (8.2%)			
REIT (8.2%)			
342,276	Dexus Property Group	0.4	360,532
58,474	Federation Centres Ltd.	0.2	135,124
77,551	Galileo Japan Trust	0.1	112,995
136,446	GDI Property Group	0.1	116,498
203,387	Goodman Group	1.1	939,992
150,437	GPT Group	0.6	547,283
120,526	Investa Office Fund	0.4	373,593
550,713	Mirvac Group Class REIT	1.0	894,406
281,095	Stockland	1.2	1,014,785
169,455	Westfield Group	1.9	1,722,027
354,507	Westfield Retail Trust	1.2	1,049,511
			7,266,746
オーストラリア合計			7,266,746
カナダ (4.3%)			
不動産業 (0.5%)			
28,046	First Capital Realty, Inc.	0.5	459,069
REIT (3.8%)			
38,507	Allied Properties Real Estate Investment Trust	1.4	1,207,870
9,632	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.6	546,845
76,006	Chartwell Retirement Residences	0.8	723,008
37,050	RioCan Real Estate Investment Trust	1.0	918,301
			3,396,024
カナダ合計			3,855,093
フィンランド (0.1%)			
不動産業 (0.1%)			
31,200	Citycon OYJ	0.1	116,828
フィンランド合計			116,828
フランス (4.4%)			
REIT (4.4%)			
1,400	Gecina SA	0.2	188,431
4,556	ICADE	0.6	464,409
15,800	Klepierre	0.8	724,090
2,050	Societe Fonciere Lyonnaise SA	0.1	107,268
8,870	Unibail-Rodamco SE	2.7	2,391,999
			3,876,197
フランス合計			3,876,197
ドイツ (0.5%)			
不動産業 (0.3%)			
14,370	DIC Asset AG	0.2	141,337
1,422	LEG Immobilien AG	0.1	94,818
			236,155
REIT (0.2%)			
14,700	Alstria Office REIT AG	0.2	202,746
ドイツ合計			438,901
香港 (1.2%)			
REIT (1.2%)			
163,000	Champion REIT	0.1	76,948
206,500	Link REIT	1.1	1,026,767
			1,103,715
香港合計			1,103,715

		純資産に	
投資証券数	銘柄	占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.1%) (続き)			
アイルランド (0.2%)			
REIT (0.2%)			
122,700	Hibernia REIT Plc	0.2	169,316
	アイルランド合計		169,316
イタリア (0.1%)			
REIT (0.1%)			
143,700	Beni Stabili SpA	0.1	128,243
	イタリア合計		128,243
日本 (6.0%)			
REIT (6.0%)			
51	アドバンス・レジデンス投資法人クラスREIT	0.1	115,492
72	グローバル・ワン不動産投資法人	0.2	225,220
333	GLP投資法人	0.4	328,957
172	ジャパン・ホテル・リート投資法人クラスREIT	0.1	79,231
125	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.7	662,081
299	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	0.7	601,279
98	森トラスト総合リート投資法人	0.2	146,990
75	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.3	264,343
108	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	0.7	598,473
567	野村不動産マスターファンド投資法人クラスREIT	0.7	592,869
159	野村不動産オフィスファンド投資法人	0.8	688,056
312	オリックス不動産投資法人クラスREIT	0.4	397,102
88	プレミアム投資法人	0.4	339,886
187	東急リアル・エステート投資法人	0.3	239,105
			5,279,084
	日本合計		5,279,084
オランダ (0.6%)			
REIT (0.6%)			
10,900	Corio NV	0.6	509,961
	オランダ合計		509,961
ノルウェー (0.1%)			
不動産業 (0.1%)			
91,350	Norwegian Property ASA	0.1	115,942
	ノルウェー合計		115,942
シンガポール (2.3%)			
不動産業 (0.0%)			
7,000	CapitaLand Ltd.	0.0	17,844
REIT (2.3%)			
232,000	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.5	423,213
255,000	CapitaCommercial Trust	0.4	325,009
302,000	CapitaMall Trust	0.5	479,938
131,000	CDL Hospitality Trusts	0.2	187,314
168,000	Fortune Real Estate Investment Trust	0.2	131,963
90,291	Mapletree Commercial Trust	0.1	90,985
266,000	Suntec Real Estate Investment Trust	0.4	363,397
			2,001,819
	シンガポール合計		2,019,663
スペイン (0.4%)			
REIT (0.4%)			
22,432	Lar Espana Real Estate Socimi S.A.	0.4	320,431
	スペイン合計		320,431
		純資産に	
投資証券数	銘柄	占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)

普通株式（97.1%）（続き）

英国（6.5%）

不動産業（1.0%）

25,200	Capital & Counties Properties Plc	0.2	141,952
121,300	LXB Retail Properties Plc	0.3	251,088
26,288	Max Property Group Plc	0.1	68,782
81,400	Quintain Estates & Development Plc	0.1	139,468
18,000	ST Modwen Properties Plc	0.1	112,880
23,600	Unite Group Plc	0.2	168,315
			882,485

REIT（5.2%）

117,400	British Land Co. Plc	1.5	1,368,413
8,950	Derwent London Plc	0.5	410,939
54,800	Great Portland Estates Plc	0.7	580,007
92,900	Hammerson Plc	1.0	894,657
67,300	Land Securities Group Plc	1.4	1,206,493
23,700	NewRiver Retail Ltd.	0.1	118,020
			4,578,529

保管／倉庫業（0.3%）

67,100	Safestore Holdings Plc	0.3	260,800
英国合計			5,721,814

米国（62.2%）

REIT（62.2%）

17,748	Acadia Realty Trust	0.5	479,018
15,514	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	1.3	1,135,935
20,672	American Campus Communities, Inc.	0.9	784,296
11,774	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.4	361,579
16,039	AvalonBay Communities, Inc.	2.5	2,175,370
25,455	Boston Properties, Inc.	3.4	2,972,126
14,253	Brandywine Realty Trust	0.2	206,098
10,646	Camden Property Trust	0.8	724,141
18,235	Chesapeake Lodging Trust	0.5	485,963
53,774	CubeSmart	1.1	988,904
138,316	DCT Industrial Trust, Inc.	1.2	1,074,715
45,790	DiamondRock Hospitality Co.	0.6	556,348
14,799	Digital Realty Trust, Inc.	0.9	785,975
53,921	Douglas Emmett, Inc.	1.7	1,480,131
86,833	Duke Realty Corp.	1.7	1,506,553
32,590	Equity Residential	2.2	1,917,596
11,138	Essex Property Trust, Inc.	2.2	1,912,729
17,408	Extra Space Storage, Inc.	1.0	900,516
11,293	Federal Realty Investment Trust	1.5	1,318,797
34,384	First Industrial Realty Trust, Inc.	0.7	627,164
113,083	General Growth Properties, Inc.	2.9	2,573,769
51,241	Glimcher Realty Trust	0.6	518,046
31,016	HCP, Inc.	1.5	1,293,677
22,595	Health Care REIT, Inc.	1.6	1,417,610
25,459	Healthcare Realty Trust, Inc.	0.7	636,984
10,821	Home Properties, Inc.	0.7	660,406
42,788	Host Hotels & Resorts, Inc.	1.0	914,380
8,672	Kilroy Realty Corp.	0.6	511,561
53,746	Kite Realty Group Trust	0.4	331,075
17,227	LaSalle Hotel Properties	0.6	563,840
56,292	Lexington Realty Trust	0.7	597,258
22,529	Macerich Co.	1.6	1,454,022
35,668	National Retail Properties, Inc.	1.4	1,217,705
13,984	Post Properties, Inc.	0.8	695,145
33,241	Prologis, Inc.	1.5	1,344,266
9,691	Public Storage	1.9	1,692,436
10,415	Realty Income Corp.	0.5	448,262
17,522	Regency Centers Corp.	1.0	912,896
44,266	Retail Properties of America, Inc. Class A	0.7	630,790

純資産に

投資証券数

銘柄

占める
割合
(%)公正価額
(米ドル)

普通株式（97.1%）（続き）

米国（62.2%）（続き）			
REIT（62.2%）（続き）			
21,715	RLJ Lodging Trust	0.7	576,099
13,451	Sabra Health Care REIT, Inc.	0.5	402,857
26,040	Simon Property Group, Inc.	5.1	4,476,797
14,468	SL Green Realty Corp.	1.7	1,500,621
105,861	Spirit Realty Capital, Inc.	1.3	1,127,420
49,481	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	0.6	532,416
39,677	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.6	559,446
48,188	Ventas, Inc.	3.6	3,168,361
18,630	Vornado Realty Trust	2.1	1,901,564
米国合計			55,053,663
普通株式合計			85,975,597
（取得価額：81,670,320米ドル(9,655,881,934円)）			(10,164,894,833円)
優先株式（2.1%）			
米国（2.1%）			
REIT（2.1%）			
7,026	Chesapeake Lodging Trust	0.2	184,503
4,759	CubeSmart	0.1	126,404
23,867	Glimcher Realty Trust	0.7	616,007
9,298	Inland Real Estate Corp.	0.3	249,289
9,462	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	246,580
16,853	Retail Properties of America, Inc.	0.5	425,032
米国合計			1,847,815
優先株式合計			1,847,815
（取得価額：1,822,150米ドル(215,432,795円)）			(218,467,167円)

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,241	2014年 5 月 2 日	米ドル	2,097	-	(17)	(17)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	301,290	2014年 5 月 2 日	米ドル	281,948	-	(2,336)	(2,336)	(0.00)
豪ドル	HSBC Bank Plc	7,433,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	6,887,046	9,256	-	9,256	0.01
豪ドル	Citibank N.A.	234,048	2014年 5 月 7 日	米ドル	217,240	-	(106)	(106)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	15,847	2014年 5 月 9 日	米ドル	14,688	12	-	12	0.00
カナダドル	Bank of Montreal	4,333,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	3,947,812	7,463	-	7,463	0.01
ユーロ	HSBC Bank Plc	4,022,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	5,576,704	1,203	-	1,203	0.00
英ポンド	HSBC Bank Plc	3,302,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	5,575,424	-	(1,657)	(1,657)	(0.00)
日本円	HSBC Bank Plc	546,000,000	2014年 5 月 2 日	米ドル	5,345,081	523	-	523	0.00
ノルウェー・クローネ	HSBC Bank Plc	584,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	98,047	112	-	112	0.00
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	138	2014年 5 月 12 日	米ドル	117	1	-	1	0.00
N Z ドル	Citibank N.A.	33,688	2014年 5 月 12 日	米ドル	28,711	249	-	249	0.00
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	2,378,000	2014年 5 月 6 日	米ドル	1,894,294	-	(8)	(8)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,304,834	2014年 5 月 2 日	日本円	546,000,000	-	(40,770)	(40,770)	(0.05)
米ドル	Bank of Montreal	3,908,745	2014年 5 月 6 日	カナダドル	4,333,000	-	(46,530)	(46,530)	(0.05)
米ドル	HSBC Bank Plc	6,869,207	2014年 5 月 6 日	豪ドル	7,433,000	-	(27,095)	(27,095)	(0.03)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,501,888	2014年 5 月 6 日	英ポンド	3,302,000	-	(71,879)	(71,879)	(0.08)
米ドル	HSBC Bank Plc	97,415	2014年 5 月 6 日	ノルウェー・クローネ	584,000	-	(745)	(745)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,890,974	2014年 5 月 6 日	シンガポールドル	2,378,000	-	(3,313)	(3,313)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,540,534	2014年 5 月 6 日	ユーロ	4,022,000	-	(37,373)	(37,373)	(0.04)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	356	2014年 5 月 7 日	豪ドル	384	0*	-	0*	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	36	2014年 5 月 9 日	豪ドル	39	-	(0)*	(0)*	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	104	2014年 5 月 12 日	豪ドル	113	-	(0)*	(0)*	(0.00)

米ドル	Citibank N.A.	25,299	2014年5月12日	豪ドル	27,360	-	(75)	(75)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	47	2014年5月13日	NZドル	54	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	14,385	2014年5月13日	NZドル	16,728	6	-	6	0.00
米ドル	Bank of Montreal	3,922,351	2014年6月5日	カナダドル	4,324,000	-	(21,756)	(21,756)	(0.03)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,533,064	2014年6月5日	ユーロ	3,992,000	-	(2,785)	(2,785)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,906,219	2014年6月5日	シンガポールドル	2,393,000	-	(20)	(20)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	7,310,030	2014年6月5日	豪ドル	7,916,000	-	(18,907)	(18,907)	(0.02)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,334,221	2014年6月5日	日本円	545,000,000	-	(2,720)	(2,720)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	115,703	2014年6月5日	ノルウェー・クローネ	690,000	-	(126)	(126)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,729,742	2014年6月5日	英ポンド	3,395,000	355	-	355	0.00
						19,180	(278,218)	(259,038)	
						(2,267,651円)	((32,893,714)円)	((30,626,063)円)	(0.29)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Citibank N.A.	31,271,515	2014年5月28日	米ドル	29,210,535	- (-円)	(242,397) ((28,658,597)円)	(242,397) ((28,658,597)円)	(0.27)

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価（損） (米ドル)	未実現 純評価益／（損） (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
NZドル	Citibank N.A.	6,055,999	2014年5月28日	米ドル	5,191,632	7,137 (843,808円)	- (-円)	7,137 (843,808円)	0.01

*0.50米ドル未満の未決済為替先渡取引に係る未実現評価益／（損）。

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
普通株式合計	97.1	85,975,597	10,164,894,833
優先株式合計	2.1	1,847,815	218,467,167
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.0	26,317	3,111,459
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.6)	(520,615)	(61,552,311)
負債を超過する現金およびその他の資産	1.4	1,189,492	140,633,639
純資産	100.0	88,518,606	10,465,554,787

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約5,520万円）で、2014年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約368万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、EU通達2011/61/EUに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、EU通達2011/61/EUに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（1）顧客毎の一任運用、（2）投資顧問業務、（3）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（4）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2014年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約2.2兆円です。

（2014年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,596,776,878.83米ドル
		1	279,180,026.57ユーロ
		2	3,063,979,940.55豪ドル
		1	119,297,095.65カナダドル
		1	680,516,424.05ニュージーランドドル
		1	65,702,868.66英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,984,317,660.05米ドル
		7	69,143,673.96ユーロ
		13	550,797,729,042.00円
		9	912,549,301.88豪ドル
		4	51,036,816.83カナダドル
		5	354,425,711.29ニュージーランドドル

		3	22,541,967.19英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	20	1,130,665,438.16米ドル
		1	313,500,997.27南アフリカ・ランド
		1	19,590,287.18ユーロ
		29	42,645,832,028.70円
		7	856,520,198.07豪ドル
		3	248,595,912.22ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（以下「受託会社」といいます。）は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還適格権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(3) その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年11月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日		2013年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
ー固定資産として保有される有価証券	3	—	—	710,111	104,528
流動資産					
債権					
ー1年以内期限到来売上債権		432,756	63,702	364,956	53,722
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金	12	7,788,467	1,146,462	5,609,156	825,668
		8,221,223	1,210,164	5,974,112	879,389
前払費用		29,489	4,341	—	—
資産合計		8,250,712	1,214,505	6,684,223	983,918
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	55,200	375,000	55,200
準備金					
ー法定準備金	5	37,500	5,520	37,500	5,520
ーその他準備金	5	1,290,000	189,888	1,435,000	211,232
繰越利益	5	3,899,759	574,045	2,620,869	385,792
当期利益	5	1,196,177	176,077	1,133,890	166,909
		6,798,436	1,000,730	5,602,259	824,653
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	179,987	1,055,121	155,314
その他引当金	11	—	—	3,047	449
		1,222,740	179,987	1,058,168	155,762
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,235	3,420	—	—
1年以内期限到来その他債務	7	206,301	30,368	23,796	3,503

	<u>229,536</u>	<u>33,788</u>	<u>23,796</u>	<u>3,503</u>
負債合計	<u>8,250,712</u>	<u>1,214,505</u>	<u>6,684,223</u>	<u>983,918</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日終了年度		2013年3月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用		242,513	35,698	333,462	49,086
人件費					
－給与および賃金	10	757,768	111,543	—	—
－給与および賃金にかかる 社会保障費	10	67,087	9,875	—	—
その他営業費用		10,417	1,533	—	—
利息およびその他金融費用					
－関連事業に関する金額	8	—	—	32,322	4,758
所得税	6	167,619	24,674	160,036	23,557
当期利益		1,196,177	176,077	1,133,890	166,909
費用合計		2,441,581	359,401	1,659,710	244,309
収益					
純売上高	1	2,275,971	335,023	1,563,440	230,138
その他営業収益	3	88,860	13,080	70,821	10,425
金融固定資産からの収益	9	48,163	7,090	25,449	3,746
その他利息およびその他金融 収益					
－関連事業から派生する金額	8、12	28,587	4,208	—	—
収益合計		2,441,581	359,401	1,659,710	244,309

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

2014年３月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当事業年度中にすべて処分された。

注４－払込済資本金

2014年３月31日および2013年３月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の純取崩し	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2013年５月14日に行われた年次総会により、2007年の資産税準備金の全額である260,000ユーロが取り崩され、2013年度の資産税準備金として115,000ユーロが計上された。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注７－その他債務

2014年３月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年３月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注８－利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注9－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10－スタッフ

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名である。

当社には、2013年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11－その他引当金

2014年3月31日現在、「その他引当金」残高も未決済為替先渡契約も存在しなかった。

2013年3月31日現在、「その他引当金」は為替先渡契約に係る未実現損失であり、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年3月31日現在、約15,250百万ユーロである（2013年：17,075百万ユーロ）。

注14－後発事象

2014年4月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		8,221,223	5,974,112
PREPAYMENTS			
		29,489	---
TOTAL ASSETS			
		8,250,712	6,684,223
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		6,798,436	5,602,259
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		1,222,740	1,058,168
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		229,536	23,796
TOTAL LIABILITIES			
		8,250,712	6,684,223

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		1,196,177	1,133,890
TOTAL CHARGES		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	28,587	---
TOTAL INCOME		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

*Investment in units/shares
of investment funds
EUR*

Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year 's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 – Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 – Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 – Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年11月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年 9 月30日		2013年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
－ 1 年以内期限到来売上債権		417,052	61,390	544,047	80,084
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	7,664,982	1,128,285	7,148,378	1,052,241
		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325
資産合計		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	55,200	375,000	55,200
準備金					
－法定準備金	4	37,500	5,520	37,500	5,520
－その他準備金	4	1,290,000	189,888	1,435,000	211,232
繰越利益	4	5,095,936	750,122	3,754,759	552,701
当期利益		311,425	45,842	758,449	111,644
		7,109,861	1,046,572	6,360,708	936,296
引当金					
納税引当金	5	788,887	116,124	1,244,340	183,167
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,568	3,469	16,185	2,382
1 年以内期限到来その他債務	6	159,718	23,510	71,192	10,479
		183,286	26,980	87,377	12,862
負債合計		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2014年9月30日に 終了した期間		2013年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用		155,991	22,962	83,789	12,334
人件費					
－給与および賃金	9	423,765	62,378	305,082	44,908
－給与および賃金にかかる 社会保障費	9	27,536	4,053	27,995	4,121
利息およびその他金融費用					
－関連事業に関する金額	7	6,157	906	—	—
所得税	5	91,968	13,538	189,219	27,853
当期利益		311,425	45,842	758,449	111,644
費用合計		1,016,842	149,679	1,364,534	200,859
収益					
純売上高	1	1,016,842	149,679	1,196,301	176,096
その他営業収益		—	—	88,860	13,080
金融固定資産からの収益	8	—	—	48,163	7,090
その他利息およびその他金融 収益					
－関連事業から派生する金額	7、10	—	—	31,210	4,594
収益合計		1,016,842	149,679	1,364,534	200,859

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2014年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算された。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結した。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結された。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結された取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上された。

注３－払込済資本金

2014年９月30日および2013年９月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	—	—
資産税準備金	—	—	—
配当金	—	—	—
2014年９月30日現在残高	37,500	1,290,000	5,095,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年９月30日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－その他債務

2014年９月30日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年９月30日現在、その他債務は、１年以内に期限が到来する給与に関する積立金で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2013年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(6,157)	28,163
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	—	3,047
	<u>(6,157)</u>	<u>31,210</u>

注８－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2013年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	47,902
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>48,163</u>

注９－スタッフ

2014年９月30日および2013年９月30日現在、当社の従業員は６名である。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年９月30日および2013年９月30日に終了した期間中利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,703億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,694億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆374億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約1兆71億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約9,286億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,823億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

③ 管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

(iii) 資本金の額（2014年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,129万円）で、2014年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約342万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年8月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.76円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(iii) 資本金の額（2014年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,520万円）で、2014年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約368万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2015年1月30日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5 運用状況

（3）運用実績

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2014年11月末日現在）





収益率の推移（暦年ベース）＊2010年は5月28日から、2014年は11月末日まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※ 分配金に対する税金は考慮されておりません。